

さくら市農業委員会総会議事録（平成30年6月定例総会）

1. 開催日時 平成30年6月25日（月）午後1時30分から午後3時50分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（19人）

会長	9番	中山 隆
会長職務代理者	15番	齋藤 敏一
委員	1番	千野根友治
	2番	齋藤 克之
	3番	関 誠
	5番	七久保 勉
	6番	石原 功江
	7番	小林 義和
	8番	吉成 重男
	10番	小菅 和彦
	11番	見目 桂一
	12番	大塚 明美
	13番	小池 利一
	14番	石田多美子
	16番	古澤 一郎
	17番	小室 規雄
	18番	小林 功
	19番	舟本 幸美
	20番	小川 雅之

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 非農地証明願について

議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について

- て
- 議案第7号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価（案）について
- 議案第8号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	高野 洋
係長	和氣 貴子
主査	田島 純子
主事	石原 宏哉

7. 会議

事務局	高野	<p>定刻になりました。本日の出席委員19名で、欠席はありませんので、定足数に達しており総会は成立いたします。では、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。</p>
会長	中山	<p>皆さんこんにちは。本日は大変暑くなりまして30度以上ということで温度が上がっている所です。そのような中お集まりいただきありがとうございます。また昨夜はサッカー観戦に皆さん力が入ったかと思えます。今朝ほどは私も目がシパシパしてしまいました。</p> <p>連絡事項がございます。6月21日に農地利用最適化推進委員さんの委嘱状交付を致しました。ご報告させていただきます。</p> <p>本日の総会ですが、暑い中ではございますが慎重審議の程よろしく願います。</p> <p>それでは、ただいまからさくら市農業委員会6月定例総会を開催いたします。</p>
事務局	高野	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定によりまして、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>はじめに、議案第5号番号12番につきましては、取下げとなりましたのでご報告いたします。</p>

議長	中山	<p>それでは、会議に先立ちまして本日書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>第1調査会の委員長からお願いいたします。</p>
2番	齋藤	<p>第1調査会午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地を見て参りました。1号議案が2件、2号議案1件、4号議案1件、議案第5号が4件、詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	中山	<p>次に第2調査会委員長の報告を求めます。</p>
18番	小林	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第1号が1件、議案第2号が1件、議案第3号が1件、議案第5号が5件の合計8件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	中山	<p>次に第3調査会委員長の報告を求めます。</p>
13番	小池	<p>本日は午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第1号が1件、議案第5号が2件の合計3件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	中山	<p>次に第4調査会委員長からの報告を求めます。</p>
14番	石田	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類審査を行いました。その結果、今回第4調査会は案件がございませんでしたのでご報告いたします。</p>
議長	中山	<p>それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。</p> <p>10番の小菅和彦委員、11番の見目桂一委員を指名いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第1号「非農地証明願について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	石原	<p>(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、非農地証明交付要領の2の(3)の「自然災害等により農地が流出・埋没し、農地への復元が極めて困難な状態になったもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
5番	七久保	<p>案内図1-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>理由は、自然災害等により農地流出埋没し農地への復元がきわめて困難な状態になったものに該当し、自然災害による状況につきましては事務局が説明したとおりです。周囲も荒廃しており何ら影響はございません。非農地証明の発行には何ら問題ないと判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号番号1番について承認される方の挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第1号番号1番は原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第1号番号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第1号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、非農地証明交付要領の2の(1)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
10番	小菅	案内図1-2をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)

		<p>この案件に関しても先日地元の推進委員さんと現地を確認し、本日の調査会において現地を確認しました。周辺に農地もなく特に問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第1号番号2番について承認される方の挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第1号番号2番は、原案どおり承認されました。 次に、議案第1号番号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第1号番号3番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、非農地証明交付要領の2の(1)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われしますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
11番	見目	<p>案内図1-3をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>回りは全部宅地で、本日の調査会において現地を確認し、特に問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第1号番号3番について承認される方の挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>

議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第1号番号3番は、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第1号番号4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第1号番号4番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、非農地証明交付要領の2の(1)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
19番	舟本	<p>案内図1-4をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>申請地の回りは道路、宅地となっております。詳細は事務局の説明のとおりです。事前に最適化推進委員と現地を確認しました。また、本日の調査会において現地を確認し、特に問題ないと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号番号4番について承認される方の挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第1号番号4番は、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。番号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第2号番号1番について朗読して説明する。)</p> <p>この土地について、売買の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。以上です。</p>

議長	中山	あっせん委員の選出ですので、第1調査会の委員長より指名願います。
2番	齋藤	あっせん委員といたしまして2番齋藤克之委員と19番舟本幸美委員を指名いたします。
議長	中山	<p>それでは議案第2号番号1番のあっせん委員は、2番齋藤克之委員と19番舟本幸美委員を指名します。</p> <p>次に、議案第2号番号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第2号番号2番について朗読して説明する。)</p> <p>この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申請がありました。今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、栃木県農業振興公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますので、同じく2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。以上です。</p>
議長	中山	あっせん委員の選出ですので、第2調査会の委員長より指名願います。
18番	小林	6番石原功江委員、10番小菅和彦委員を指名いたします。
議長	中山	<p>それでは議案第2号番号2番のあっせん委員は、6番石原功江委員、10番小菅和彦委員を指名します。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	田島	<p>(議案第3号番号1番について朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
10番	小菅	譲渡人と譲受人は親子関係であります。農業にも真剣に取り組んでおりますし特に農地を耕作していないところもありません。

		問題ないかと考えております。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号番号1番について承認される方の挙手を願います。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第3号番号1番は原案どおり承認されました。 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	(議案第4号番号1番について朗読して説明する。)
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
11番	見目	案内図4-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 事務局の説明のとおり、送電線があり建物を移動し、駐車場予定台数が34台から23台に減少したため変更ということでした。 午前中の調査会では問題ないという結果となりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第4号番号1番について承認する方の挙手を願います。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第4号番号1番は原案どおり承認され

		<p>ました。</p> <p>続きまして、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第5号番号1番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明を願います。</p>
18番	小林	<p>位置については上阿久津台地であり省略させていただきます。</p> <p>転用目的は一般住宅でございます。売買による所有権移転の申請でございます。申請者は現在アパートに暮らしておりまして子供たちが大きくなったということで住宅を探しておりました。周辺の環境がとてもよく子育てにも便がよく今回の建売住宅を購入したわけでございます。</p> <p>土地利用といたしましては木造2階建て駐車場が2台分、給水計画といたしましてはさくら市水道、し尿及び雑排水は下水道に放流いたします。雨水につきましては宅地内浸透処理といたします。資金計画といたしましては総額2,420万円で全額金融機関での借り入れで、融資証明書も添付されています。なお申請地の周辺は道路と宅地であります。農地への影響はございません。以上でございます。ご審議の程よろしく願います。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号1番について承認される方の挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号1番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第5号番号2番、番号3番については、関連が</p>

		<p>ありますので一括審議とさせていただきます。</p> <p>では、議案第5号番号2番、番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第5号番号2番、番号3番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、いずれも都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第3種農地と判断し、申請の内容は、許可基準に適合しているものと判断します。以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
13番	小池	<p>案内図5-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>この件は、水田を売買により太陽光発電として転用する案件でございます。申請者の有限会社〇〇〇は、〇〇市〇〇に本店を置き太陽光発電事業及びその管理運営並びに電気の販売等に関する事業を主な業とする資本金300万円の法人であります。</p> <p>転用行為の必要性と土地の選定理由。申請地は用途地域第2種住居地域内に位置し、南側、西側が日照への障害物がなく道路に接道さらに売電するための設備、電線等が整備されており今回の申請に至っております。</p> <p>土地利用計画によりますと、事業面積1,008㎡に太陽光パネル360枚を設置し、発電出力49.5Kw、年間発電量95,000Kwを確保しようとするものであります。施設外周は1.8mのフェンスで囲みます。雨水については敷地内浸透としその他取水排水はありません。</p> <p>資金計画につきましては、総事業費2,194万円は全額自己資金にて賄うとしております。なお売電価格は25円92銭であります。</p> <p>なお、案内図5-3ですが、これは接続する太陽光発電設備敷地(5-2)への材料及び工事車両の進入路として使用貸借権による1年間の一時転用案件でございます。</p> <p>周辺農地への影響でございますが、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで最適化推進委員2名同行の上、現地調査を行いました問題ないと判断しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p>

		【異議なしの声あり】
議長	中山	<p>異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号2番、3番について承認される方の挙手を願います。</p>
		【全員挙手】
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号2番、3番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第5号番号4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第5号番号4番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明を願います。
18番	小林	<p>この案件は、売買による所有権移転のための申請でございます。転用目的は一般宅地であります。申請者は今年結婚いたしましてアパートに現在住んでおります。生まれ育ったさくら市で住宅を探していたところ今回の申請に至りました。</p> <p>土地利用といたしましては、軽量鉄骨造り住宅1棟を建築いたしまして、上水道排水ともに公共のものを利用いたします。駐車スペースを2台確保し、雨水については自然浸透でございます。</p> <p>資金計画といたしましては、建築費、外構費、諸経費併せまして3,600万円で、全額金融機関からの融資でございます。金融機関からの融資証明書も添付されております。</p> <p>申請地は周辺に農地もございません。影響はないと思われまます。以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。

		議案第5号番号4番について承認される方の挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号4番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第5号番号5番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第5号番号5番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内にありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明を願います。
18番	小林	<p>この案件は、使用貸借権の設定でございます。転用目的としましては住宅敷地でございます。申請者は現在妻と子2人、合せて4人で生活しております。現在の住まいが手狭なため住宅を新築したいとこの案件を申請いたしました。</p> <p>土地利用といたしましては、住宅1棟、駐車場2台、給水は公共上水道、汚水は公共下水道、雨水は道路側溝を利用して調整池に放流いたします。</p> <p>資金計画いたしましては、土地造成費、土地取得費、建物建築解体費、諸経費合せまして1,960万円でございます。金融機関からの融資証明書も添付されております。</p> <p>周辺は農地もございませんので問題ないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	<p>異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号5番について承認される方の挙手を願います。</p>
		【全員挙手】

議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第 5 号番号 5 番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第 5 号番号 6 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第 5 号番号 6 番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある 10ha 以上の農地の区域内にありますので、第 1 種農地と判断しますが、不許可の例外「申請地に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業目的に供する場合(申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る第 1 種農地の占める面積の割合が 3 分の 1 を超えない場合)」でありますので、代替性の確認は不要であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
11 番	見目	<p>案内図 5-6 をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>先ほど事業計画変更があった件の駐車場が少なくなったということで、この案件が出て参りました。土地の所有者から協力が得られたため今回申請することになりました。</p> <p>入口は国道 4 号線から 6m 位乗り入れ、南側は宅地、北側が市道、西側は宅地、東側が畑であります。隣接地権者には転用の内容を説明してあります。</p> <p>現況に砂利を約 20cm 入れるだけの埋め立てで、農業施設への被害はありません。工場と駐車場の間の〇〇番の土地を通過することについて、所有者の同意もあります。現地調査では問題ないとの事でした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。</p> <p>議案第 5 号番号 6 番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>

議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号6番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第5号番号7番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第5号番号7番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地改良事業の施行に係る区域内にある農地でありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明を願います。</p>
11番	見目	<p>案内図5-7をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申請者は、現在借家住まいですが、将来家を持ちたいと考え、借入金の返済終了年齢を考えると、事業を開始するのは今だと考えました。現在住んでいるところから勤務地までが不便なため、妻の実家から離れていない場所ということを考えて現在の位置が良好だと思われます。</p> <p>雑排水は合併浄化槽で敷地内処理、上水道につきましては市の水道を引込みます。雨水については敷地内浸透。資金計画ですが、自己資金また銀行融資で残高証明もあります。東側が道路、西側は宅地、北側は宅地、南側は市道、隣接には農地はございません。</p> <p>午前中の調査会では問題なしということでした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号7番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号7番は原案どおり承認されました。</p>

		<p>続きまして、議案第5号番号8番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第5号番号8番を朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明を願います。</p>
18番	小林	<p>この案件は、売買による所有権移転のための申請でございます。転用目的は共同住宅のための建築であります。申請者は農業をしながらアパート経営をいたしております。高根沢町、宇都宮市、さくら市に計7棟のアパートを経営しております。金融資産の活用を図る為に更なる事業拡大を計画するものでございます。</p> <p>土地の選定理由といたしましては、人口増が見込まれるさくら市内住宅地の土地を探しており、区画整理地内であって県道に接続し、比較的交通量も少ない住環境の良い当該地を選定を致しました。</p> <p>土地利用といたしましては、共同住宅2棟。水道は市の水道からとります。雑排水は公共下水道に放流いたします。雨水は雨水浸透柵に浸透する予定でございます。</p> <p>資金計画といたしましては、建築一式、土地代、諸経費を合せて1億3,163万円でございます。概ね金融機関からの融資を充てたいと思っておりますが、一部自己資金を利用します。残高証明及び融資証明書も添付されております。</p> <p>現地は、東側は宅地、西側は道路、南側は道路、北側は宅地でございます。以上のような状況で、周辺に農地はございませんので影響はないと思われまます。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号8番について承認される方の挙手を求めます。</p>

		【全員挙手】
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号8番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第5号番号9番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第5号番号9番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明を願います。
18番	小林	<p>この案件も売買による所有権移転のための申請でございます。転用の目的は一般住宅ということですが、</p> <p>申請者は、現在〇〇市に社宅で妻と子2人の計4名で生活しております。十分な生活空間はあるのですが、利用できる期間に制限があることから申請地を取得するため申請いたしました。</p> <p>土地の選定理由といたしましては、申請地は住宅用地に適した閑静な地区にありまして、農地の被害及び集团的農地を浸食する恐れが無い事から、住宅用地として最適地であると考え選定致しました。</p> <p>土地利用計画といたしましては、木造2階建て、駐車場2台、その他物置2棟、現在建築及び外構整備は済んでおります。</p> <p>資金計画といたしましては、土地取得費、建物取得費、事務費合せまして2,680万円でございます。金融機関からの融資証明書も添付されております。</p> <p>この案件により土砂等の流出する恐れは無く、周囲の農地に被害を及ぼすことはありません。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号9番について承認される方の挙手を願います。</p>

		【全員挙手】
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第 5 号番号 9 番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第 5 号番号 1 0 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第 5 号番号 1 0 番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内にありますので、第 3 種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
1 1 番	見目	<p>案内図 5 - 1 0 をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>譲受人は、現在〇〇市内において建設業及び不動産業を営んでいます。近隣地域への交通アクセスが良く住宅需要がさらに増加するものと考え分譲住宅敷地販売の計画をいたしました。申請地は土地区画整理地内の草川地内にあり用途地域の指定がなされており、住宅敷地として利用されています。</p> <p>土地利用計画ですが、分譲敷地 2 区画、上下水道はさくら市より取水、又は接続します。雨水については自然浸透です。</p> <p>資金計画ですが、全額銀行融資で融資証明書もついています。</p> <p>敷地周辺ですが、東側は道路、西側は宅地、南側は道路、北側は宅地で、周辺に農地はございません。午前中の調査会では問題ないということでした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 5 号番号 1 0 番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		【全員挙手】

議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第 5 号番号 1 0 番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第 5 号番号 1 1 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第 5 号番号 1 1 番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある 1 0 h a 以上の農地の区域内にありますので、第 1 種農地と判断しますが、不許可の例外「周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明を願います。</p>
1 5 番	齋藤	<p>この案件は宗教法人の〇〇寺が〇〇より贈与により土地を取得し駐車場にする案件です。</p> <p>場所の説明をします。案内図 5 - 1 1 をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>事業計画の説明をさせていただきます。転用の必要性ですが、〇〇寺は〇〇〇〇にあるのですが、今回の申請地の隣には集会所、庫裏となっている前の住職さんの隠居があり、そこで毎月 3、4 回講演会や宗教行事をやっているわけですが、4、5 0 人集まりますが、駐車場が 5 台くらいしか無く、周りに路上駐車して迷惑をかけているので、駐車場を確保する必要があり今回の申請をしたということです。</p> <p>土地の選定理由ですが、今回の申請地は集会所の隣接地であり、面積的にも充分であり造成工事も格安にできることから土地所有者と協議の結果、無償で土地をいただけることとなり申請地を選定してということです。</p> <p>土地の利用計画ですが 1, 5 5 1 m²を砂利敷きとし、5 0 台分の駐車場として利用するという事です。資金計画は造成費 3 0 万円で全額自己資金で賄います。</p> <p>周辺農地への被害、影響等ですが、砂利敷きにして地下浸透させるとともに、土手を回りに築いて雨水や土砂が流出しないようにするという事です。また南側、西側が道路で、北側が今回の庫裏になります。東側は水田なのですが、影響ないと判断してお</p>

		ります。このような状況ですので問題ないと思われま。ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
13番	小池	申請地は、今まで所有者が耕作していたのですか。
15番	齋藤	所有者は〇〇に住まわれていた〇〇さんの娘さんです。申請地は、今までは牧草地でした。もともと所有者のお父さんが所有していた土地で、お父さんが5月に亡くなり相続をうけたものです。
5番	七久保	贈与というのは、所有者が檀家であるのかなのですか。
事務局	高野	今回の土地の所有者のお父さんが檀家の方でありまして、亡くなった際のご意向であったとの事です。
15番	齋藤	所有者のお父さんは大変熱心な檀家さんであったようです。今の庫裏がここに来たというのも〇〇さんが土地を提供したということです。
議長	中山	その他ございますか。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第5号番号11番について承認される方の挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第5号番号11番は原案どおり承認されました。 次の議案第5号番号12番については、取下げとなりました。 ここで暫時休憩したいと思います。2時45分まで暫時休憩とします。
		(14時37分から14時47分の間休憩)

議長	中山	<p>それでは再開いたします。</p> <p>続きまして、議案第6号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>この議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市が定める農用地利用集積計画、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。</p> <p>平成30年度第3号公告予定年月日は平成30年6月29日です。計画の内容としては、利用権設定については新規12件、農地中間管理機構への権利設定は3件です。さくら市全体の賃借の平均額は16,272円、物納の平均値は60kg。氏家地区の賃借の平均額は17,300円。喜連川地区の賃借の平均額は6,000円、物納の平均値は60kg。いずれも1反当たりの数字となっております。</p> <p>続きまして所有権の移転となります。栃木県農業振興公社への売渡しが2件、栃木県農業振興公社からの買受が1件となっております。1番、売り手〇〇、買い手栃木県農業振興公社、所有権の移転面積2,854㎡、対価10aあたり310,091円、所有権の移転時期平成30年6月29日、引渡し時期平成30年7月31日、こちらは鷲宿の農地になります。2番、売り手〇〇、買い手栃木県農業振興公社、所有権の移転面積3,111㎡、対価10aあたり675,024円、所有権の移転時期平成30年6月29日、引渡し時期平成30年7月31日、こちらは柿木澤の農地になります。3番、売り手、栃木県農業振興公社、買い手〇〇、所有権の移転面積3,666㎡、対価10aあたり345,608円、所有権の移転時期平成30年7月31日、引渡し時期平成30年7月31日、こちらは松山の農地になります。以上です。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」承認される方の挙手を願います。</p>

		【全員挙手】
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第7号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価（案）について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>議案第7号平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価（案）について、ご説明させていただきます。</p> <p>平成28年4月1日施行の農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員会は、農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況その他事務の実施状況について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこととされました。</p> <p>本案は、改正農業委員会法第37条の規定に基づき農業委員会事務の情報を公表するにあたり、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価（案）を作成したので、農業委員会において承認を求めるものであります。</p> <p>（議案第7号について、内容を説明する。）</p> <p>なお、本活動計画の点検評価（案）については、農業委員会総会において承認後、さくら市ホームページにより、6月30日までに公表する予定です。以上です。</p>
議長	中山	事務局より説明がございました。それでは質疑に入ります。
7番	小林	<p>国の目標、集積率の80%について、実際のところ80%の集積率を目標とした場合、農業法人が増えていかないと目標達成はかなり厳しいと思います。そのためには農業法人の育成対策をやっていかないとこの10年間の目標はさくら市においてはかなりハードルが高いと思います。その辺はどのようにしていったらよいかお聞きしたいのですが。</p>
事務局	高野	<p>具体的な対策を見いだせていないところですが、農業法人の育成についてはこれからも検討していかなければならないところと考えています。</p>
15番	齋藤	<p>法人等が中心になってやっていくことは間違いないと思いますが、地域の多様な担い手でもって地域の農業を守っていくもの</p>

		<p>だと思えます。法人を増やせば達成できる、だから法人を増やそうと、あまりそちらに向かってしまうのは農業委員会としてどうかと・・・多様な担い手という考え方もちょっとずれちゃう気がするので・・・。それ一辺倒というのは違うんじゃないかなという気がします。</p>
7番	小林	<p>全部を法人で80%を賄うという考えではなくて、私の地域でも次を担う若い農業後継者が減っていて、あと10年たつと後期高齢者となってしまう方ばかりで、後継者がいる地域といない地域とがあって、そのバランスがあると思うんです。その橋渡しが必要だと思うんです。法人ばかりが増えてしまっても困りますし、その橋渡しをどのようにやっていったらよいかというのが問題になっているんじゃないかなと思うんです。</p>
事務局	高野	<p>頂戴した意見を参考にしながら農政課とも連携し検討させていただきたいと思えます。ありがとうございます。</p>
議長	中山	<p>他にございますか。</p>
議長	中山	<p>ないようですので、採決に入ります。 議案第7号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価（案）について」、承認される方、挙手を求めます。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第7号は原案どおり承認されました。（案）を消してください。 続きまして、議案第8号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>議案第8号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について こちらにも議案第7号と同じく、改正農業委員会法第37条の規定に基づき農業委員会事務の情報を公表するにあたり、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を作成したので、農業委員会において承認を求めるものでございます。 （議案第8号について、説明する。）</p>

		<p>なお、本活動計画（案）については、農業委員会総会において承認後、さくら市ホームページにより、6月30日までに公表する予定です。以上です。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p>
10番	小菅	<p>4番の遊休農地の措置のところですが、平成29年1月の農地面積が5,290haになっているのですが、平成30年の数値にして他の数値と合わせた方が良く思うのですが。</p>
事務局	高野	<p>ここは平成30年の数値が入ります。事務局で再確認させていただきます。申し訳ありません。</p>
議長	中山	<p>その他ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【ありませんの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第8号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」、承認される方、挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第8号は原案どおり承認されました。（案）は消してください。</p>
議長	中山	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から6番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から9番はお目通しを願います。</p> <p>本日の議題はすべて終了しました。以上を持ちましてさくら市農業委員会6月定例総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時50分閉会)</p>